都市計画の案の理由書（変更）（原案）

小平都市計画ごみ焼却場

第１号　小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場

１　種類・名称

　　　種類：ごみ焼却場

　　　名称：小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場

２　変更内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　　称 | 位　置 | 面　積 | 備　　　考 |
| 番号 | 施設名 |
| 変更前 | 第１号 | 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場 | 小平市中島町地内 | 約２．０ha | 処理能力ごみ焼却施設　　　　３６０ｔ／日 |
| 変更後 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 処理能力ごみ焼却施設　　　　３６０ｔ／日不燃・粗大ごみ処理施設　　　　２８ｔ／日 |

３　理由

1. 将来像における位置付けについて

小平・村山・大和衛生組合（以下、「組合」という。）は、小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下、「３市」という。）により組織された一部事務組合で、３市地域から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ）の処理を行っています。

組合では、平成２６年９月に３市とともに３市共同資源化事業基本構想を策定し、不燃ごみと粗大ごみの処理について「今後も現状体制（共同処理）を維持する」「施設の老朽化・旧式化が進んでいるため、早急に施設の整備・更新の計画に着手する」「粗大ごみ処理施設の更新等を行う用地は、小平市清掃事務所用地とする」としています。

また、平成２８年３月に策定（平成２９年３月改訂）した（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画では、「安全、安心かつ安定的に処理が可能な施設」「充実した環境保全対策により、周辺環境に配慮した施設」「景観等に配慮した地域との調和の図れる施設」「経済性に優れた施設」を施設整備基本方針として、施設整備を進めることとしています。

あわせて、平成２９年３月に策定された小平市都市計画マスタープランにおいては、「ごみの適正処理を安定的に継続することを通じて、将来にわたって快適で衛生的に暮らせるよう、ごみ処理施設の更新を進める」としています。

（２）当該都市計画の必要性について

現在、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕等を行っている粗大ごみ処理施設は、昭和５０年１０月に竣工（改造は平成１０年３月）し、既に竣工から約４０年、改造工事から１５年以上経過しています。そのため、施設の老朽化や旧式化、環境対策等に課題が生じていることから、当該施設の早急な更新（「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」の整備）が喫緊の課題となっております。

本件の都市計画変更は、現在は、組合用地と小平市清掃事務所用地を合わせた区域についてごみ焼却場として都市計画決定がされておりますが、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の整備にあわせて、その処理能力を追加するものです。

４　当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性について

1. 当該都市計画の位置・区域の妥当性について

　ア　位置・区域

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の事業用地の位置は、組合用地に隣接し、現在は小平市清掃事務所として利用されています。

小平市清掃事務所を解体した跡地に整備することにより、処理後の破砕残渣（不燃ごみ及び粗大ごみを破砕処理し、鉄・アルミを資源化した残り）の運搬がスムーズに行えることに加え、現有の粗大ごみ処理施設を稼働させながら整備することができます。

　　イ　周辺の土地利用状況

　　　　事業用地は、北に西武鉄道の線路及び野火止用水散策路、南に玉川上水、東西は個人住宅・集合住宅と接しています。用途地域は準工業地域に指定されています。

1. 当該都市計画の規模の妥当性について

事業用地の面積は約３，６９０ｍ２、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設自体の建築面積は最大約２，０００ｍ２、現有の粗大ごみ処理施設と可燃性粗大ごみ置き場の面積約１，２４０ｍ２です。

３市の一般廃棄物処理基本計画より推計した施設整備の目標年度（平成３２年度）における処理対象ごみ量は、１６．２９ｔ／日です。これに、実稼働日数、月による変動を加味した（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の処理能力は　　２８ｔ／日（１日当り５時間運転を基本とする）で、現有の粗大ごみ処理施設の処理能力７５ｔ／５時間の２分の１以下です。

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設では、これまで場内で分散し、露天で貯蔵し別処理せざるを得なかった可燃性粗大ごみや、小型家電の置き場を集約することに加え、新たに手選別ラインを設置することにより、小型家電の資源化や危険物・有害物の除去が可能となります。

また、小平市福祉のまちづくり条例等の考え方を適用した見学者用のエリアも新たに整備する予定であることより、妥当な事業用地面積と考えます。